中東情勢に伴う国土交通分野における重要物資の供給確保について

国土交通省

資料4

○ トラック、バスなど国土交通分野の業界団体等を通じ、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を注視。燃料油流通の目詰まりが発生している事案を確認した際は、国土交通省及び経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。

○ 燃料油の高騰については、燃料油価格の緊急的激変緩和措置により、燃料油価格の高騰を抑制。

○ トラックや建設分野においては、燃料油価格高騰を踏まえた価格転嫁の徹底等を文書で要請。

1． 国土交通分野における燃料油・石油製品の使用状況について

○ **公共交通や物流**においては、**燃料油は必要不可欠**。また、官公需においても燃料油を使用している状況。

○ **建設・住宅資材**においても、**石油製品を使用**。

燃料油	**公共交通・物流**	トラック運送（軽油）
		バス（軽油）
		タクシー（LPガス）
		船舶（軽油、A重油、C重油）
		航空（ジェット燃料）
		鉄道（軽油）
		港湾（軽油）
	官公需	海上保安
		海上気象観測
		上下水道
石油製品	**建設・住宅資材、製造業等**	シンナー（建設・住宅・鉄道車両塗装、自動車整備、造船・舶用工業）
		樹脂（断熱）
		アスファルト合材（道路舗装）

（等）

2． 燃料油の流通の目詰まり解消について（※4月9日時点）

○ 燃料油流通に目詰まりが生じていた19社・団体（※注１）について、**国土交通省と経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応**。

○ 現時点で、**１３社（※注２）について燃料油供給が再開**。他の事案についても、供給再開に向け調整中

※ 注１：バス（８社）、トラック（３社）、旅客船（４社）、下水道（４自治体）
※ 注２：バス（８社）、トラック（１社）、旅客船（３社）、下水道（１自治体）

＜事例①： A社（トラック事業者）の燃料供給への対応について＞

○ 4/2（木） A社より中部経済産業局に「4月8日までの軽油は確保できているものの、それ以降の供給見通しが立っていない」旨の連絡。同日中部経済産業局は経済産業本省へ報告。

○ 4/3（金） 経済産業省にて元売石油販売事業者と調整を行い、当面の軽油の供給を確保。

＜事例②：B社（旅客船事業者）の燃料供給への対応について＞

○ 3/13（金） 燃料元売りのところで供給が止まっており、燃料入札業者から燃料を納品できるめどが立たないと言われた。

○ 3/19（木） 国土交通省から経済産業省に対し、B社の軽油の取引先や必要量等の情報を伝達し、軽油が継続して供給されるよう要請。

○ 4/7（火） 供給が増えたため5/1までは通常運航できる数量はほぼ確保した。